

豊島区立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月
豊島区教育委員会

教員が「働きやすさ」と「働きがい」を感じられる職場環境の実現に向けて

少子高齢化やデジタル化の進展、社会経済のグローバル化など急激に変化する時代の中で、子どもたちを取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、次代を担う子どもたちが予測困難なこれからの社会を主体的・自立的に生き、社会形成に参画する資質・能力を身につけていくためには、学校教育の一層の充実が求められています。また、いじめや不登校、外国籍の児童生徒等、困難を抱える子どもへのきめ細やかな対応も求められており、学校や教員の業務量は増大している状況にあります。

学校における働き方改革「元年」と言える2019年から国をあげて教員の働き方改革に取り組んできていますが、コロナ禍での対応や教員採用選考の受験率の低下、精神疾患による休職者・離職者の増加等による教員不足等から、依然として長時間の勤務をしている教員が一定割合存在しています。

こうした状況を改善するため、国において、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(改正給特法)等が成立しました。今回の改正法は、約50年ぶりとなる教員給与の引き上げを実現するとともに、教育の要である教員が日々生き活きと子どもたちと向き合い、その意欲と専門性を最大限に発揮できるよう、教員の働き方改革への取組を加速化させるものです。また、法律の改正に合わせて、文部科学省より「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が示され、公立の義務教育諸学校等を所管する教育委員会は、教育職員に関する「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することが義務づけられました。

国の決定を受け、豊島区教育委員会では、教員が「働きやすさ」と「働きがい」を感じられる職場環境の実現に向けて、このたび「豊島区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しました。

今後は、本計画の下、保護者や地域の理解と協力を得ながら、子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を支える教員を全力で支え・守り、豊島区の学校教育が子どもたちにとって夢と希望に満ちた質の高いものとなるよう、学校における働き方改革の一層の推進を図ってまいります。皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

目次

1. 計画の趣旨・現状	
(1) 計画の趣旨	1
(2) 教員の働き方改革の動向	2
(3) 豊島区の現状	3
2. 本計画の基本的な考え方	11
3. 目標	
(1) 時間外在校等時間に関する目標	12
(2) ワーク・ライフ・バランス及び働きがい等に関する目標	12
4. 計画期間	13
5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	
(1) 「業務3分類」を踏まえた業務の見直し	13
(2) 学校における措置の推進	24
(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	26
6. 計画の推進に向けて	
(1) 進捗の公表	27
(2) 保護者や地域・各種団体への周知	27
(3) 学校への支援・指導	27
参考資料	28

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教員の長時間勤務が社会問題化する中、豊島区教育委員会では、教員の長時間勤務を是正し、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備するため、平成31年3月に「豊島区学校における働き方改革推進プラン」を策定し、外部人材の活用やデジタル化の推進など、33項目にわたる教員の働き方改革に取り組んできた。また、本プランが終了となった令和2年4月以降は、国が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年1月25日:文部科学省通知)に規定されている在校等時間を上限に、継続して教員の働き方改革の推進を図ってきた。

こうした取組の結果、豊島区の区立学校に勤務する教員の長時間勤務は改善傾向にあるが、目まぐるしく変化する社会情勢とともに、子どもたちを取り巻く環境は複雑かつ多様化し、教員に求められる業務は更に多岐にわたり、依然として長時間の勤務をしている教員が一定割合存在している。

同様の状況は全国的に見られ、教員採用選考の受験率は低下し、また休職者や早期退職者が出るなど、教員不足から学校運営に支障が出ている。

このような状況を改善するため、豊島区では、令和6年度に策定した「豊島区基本構想・基本計画」、「豊島区教育大綱」及び「豊島区教育ビジョン2025」において、教員の働き方改革を重要な施策に位置づけ、重点的に取り組んでいる。

こうした中、国においても、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等」の一部を改正し、文部科学省から「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が示された。これにより、公立の義務教育諸学校等を所管する教育委員会は、教育職員に関する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務づけられた。

豊島区教育委員会では、文部科学省から示された指針を踏まえ、教員が心身ともに健康で、やりがいを感じながら、安心して職務に専念できる環境を整備するため、このたび「豊島区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、本計画に沿って学校における働き方改革の更なる推進を図っていくこととした。

1. 計画の趣旨・現状

(2)教員の働き方改革の動向

国の動き

平成31年1月
中央教育審議会答申等

中央教育審議会
「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を取りまとめ
文部科学省
「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定

令和元年12月
給特法の改正

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の「指針」への格上げ

学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革を加速させるため

- ①教職員定数の改善
- ②支援スタッフの充実
- ③部活動の見直し
- ④教員免許更新制の発展的解消
- ⑤学校DXの推進
- ⑥好事例の展開

など様々な取組を総合的に展開

令和6年8月
中央教育審議会答申等

中央教育審議会
「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を取りまとめ
文部科学省
「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえた取組の徹底等について（通知）

令和7年6月
給特法の改正

働き方改革の一層の推進を目的に
・教育委員会に対する、学校における働き方改革に関する計画の策定やその実施状況の公表の義務付け
・学校の組織的・機動的なマネジメント体制を構築するための、「主務教諭」の職の新設
・教職調整額の10%への引上げなどの取組を展開

東京都の動き

平成30年2月
学校における働き方改革推進プラン策定

令和元年5月
都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を策定

令和6年3月
学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラムを策定

豊島区の動き

平成31年3月
豊島区学校における働き方改革推進プラン策定

令和8年3月
豊島区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定

1. 計画の趣旨・現状

(3) 豊島区の現状

① これまでの取組(平成31年度～令和5年度まで)

豊島区教育委員会では、平成31年3月に「豊島区学校における働き方改革推進プラン」を策定、33項目の取組を実施し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

同プランの計画期間終了後も33項目の取組は継続し、適宜見直しを行いながら教員の働き方改革に取り組んでいる。

本計画においても、文部科学省から示された指針に沿って各取組を再編成したうえで、適宜見直しを行いながら取組を継続していく。

【33項目の取組】(令和7年度時点) ※末尾の番号は、3分類の項目番号

1 業務改善・有用性と効率化の推進			今後の方向性
①	会議等の精選・効率化	○豊島区教育委員会が主催する会議では資料の事前配付・ペーパーレス化を図り、時間の短縮に取り組んでいる。また、オンラインでも可能な研修や説明会は、オンラインで行うようにしている。	継続
②	研修の実施方法・内容の見直し	○開始時刻及び研修報告の改善を図っている。 ○研修通知の発出を回ごから月ごとにまとめ、研修受講者の登録の簡易化を図っている。 ○研修の精選、内容の見直しにより、研修の充実と効率化を図っている。	継続
③	調査等の精選・見直し 【学校と教師の業務の3分類】6	○各種調査等を実施する際、対象や項目を必要最低限とするよう精選し、回答方法を明瞭に示す等、調査の受け手にとって効率的に対応できるよう見直しを図っている。	継続
④	校務分掌の見直し	○学校ごとに取組を進めており、分掌事務の明確化と業務量の平準化に向けて、調整を図っている。	継続
⑤	部活動ガイドラインの順守 【学校と教師の業務の3分類】13	○平成31年3月「豊島区立中学校部活動ガイドライン」を策定し、各学校がガイドラインを順守しながら、適切な活動時間と休養日を設けている。	継続

1. 計画の趣旨・現状

1 業務改善・有用性と効率化の推進			今後の方向性
⑥	職層・年齢層のバランスの取れた人員配置・人材育成	○校長・園長会等を通じて昇任選考の受験を働きかけている。 ○各種研修の機会を設け、必要に応じて悉皆研修を設ける等により人材育成を図っている。 ○教員採用選考の受験率を高め、優秀な人材を確保するため、大学と連携しインターンシップの受け入れを行っている。 ○令和5年度より、副校長補佐(区費会計年度任用職員)の任用を開始した。これにより、副校長の業務負担を軽減し、学校における働き方改革を推進するとともに、副校長職の魅力の向上および管理職のなり手の育成を目指す。	継続
⑦	校務支援システムの改善・活用促進 【学校と教師の業務の3分類】16	○校務支援システム及びパソコンの更改に合わせて豊島区教育委員会と学校の情報共有に向けた仕組みづくりを図っている。 ○次期学習指導要領に沿った、指導要録及び通知表のレイアウトに変更するとともに、通知表のあり方について各学校が検討を重ねている。 ○各学校において校務支援システムを活用することで、会議の短縮・情報共有の促進を図っている。	継続
⑧	教材データの共有化 【学校と教師の業務の3分類】15	○タブレット研修のクラスルームを開設し、クラス内で情報交換、データの共有ができるようにしている。	継続
⑨	教材準備等におけるICT支援員の活用促進 【学校と教師の業務の3分類】15	○児童生徒の一人1台タブレットの活用や教材準備について、ICT支援員に支援・助言を受けながら進めている。 ○ヘルプデスクを設けることで負担の軽減を図っている。	継続
⑩	文書作成の電子化・効率化	○教職員庶務事務システムを導入し、服務関係書類の電子化を図り、業務の効率化を図っている。 ○一部の文書において公印省略等の手続きの簡素化を図っている。 ○学校公文書管理規程(令和5年4月1日施行)により、学校公文書の管理・保存等について整理を行った。	継続
⑪	勤務時間外におけるメッセージ機能付電話の導入	○令和3年11月末より全小中学校の電話に時間外の自動音声応答機能を導入している。	継続
⑫	働き方改革に関する好事例の共有化	○各学校より聞き取り・募集を行い「働き方改革好事例集」を作成し、各学校にて共有を図っている。	継続

1. 計画の趣旨・現状

2 チーム学校体制の構築とサポートスタッフの充実

今後の
方向性

①	学校徴収金の公会計化・システム導入	○学校徴収金関係事務の業務分析を踏まえ、令和3年度に試行実施校4校、令和5年度に試行実施校以外の学校の事務補助職員の勤務日数を増やした。 ○令和7年度より学校給食費の公会計化を開始している。	継続
②	学校事務職員の事務分掌の整理・活用	○東京都教育委員会通知「学校事務職員の標準的職務」に基づき、校長から学校事務職員に対して取扱業務の徹底を図っている。	継続
③	学校事務補助職員の勤務条件の見直し	○全小学校区費事務補助職員(校務支援員)の勤務日数を月8日から月11日に増やしている。	継続
④	法律相談体制の整備 【学校と教師の業務の3分類】5	○スクールロイヤー(弁護士2名)による、学校問題の早期解決に向けた法的支援を実施している。 ○校長・園長会にてスクールロイヤーによる好事例を紹介し、活用を図っている。	継続
⑤	スクール・サポート・スタッフ等 教員を補助する人材の活用促進 【学校と教師の業務の3分類】15	○教員業務の補助をするため、各学校(30校)に1名ずつ配置している。 ○令和5年度以降、副校長の事務軽減を図るため、副校長補佐(定員6名)を配置している。 ○令和6年度以降、教員の負担軽減のため副担任相当であるエデュケーション・アシスタント(定員22校30名)を配置している。	継続
⑥	ALT・学校図書館司書の活用促進	○豊島区小・中学校研究会の英語部と連携し、ALT(外国語指導助手)の有効活用に向けた研究を進めている。 ○図書館司書との連携を進め、学校図書館司書の増員に向けた検討を進めている。	継続
⑦	SC・SSW等の専門スタッフ による相談体制の充実 【学校と教師の業務の3分類】19	○学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童生徒に対してSC(スクール・カウンセラー)やSSW(スクール・ソーシャルワーカー)を派遣し、福祉的な視点で家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図っている。 ○全中学校区へ配置したSSWは、近隣の小学校への巡回も行い、学校・児童生徒・家庭への支援体制の強化を図っている。	継続
⑧	スクール・スキップサポーター の活用促進 【学校と教師の業務の3分類】19	○特別な支援を要する児童に対応するため、小学校全校(子どもスキップ)に原則2名ずつ配置している。	継続
⑨	部活動における外部指導者・ 部活動指導員の活用促進 【学校と教師の業務の3分類】13	○令和2年度より部活動指導員(会計年度任用職員)を2名配置。 ○令和6年度より部活動外部指導者の単独による公式大会への引率ができるようになった。	継続
⑩	特別な支援が必要な子どもに 対する教育の充実 【学校と教師の業務の3分類】19	○支援を必要とする児童生徒や学級に対応するため、特別支援教育指導員や不登校対策支援員等を各学校の状況に応じて配置するとともに、日本語の理解が十分でない園児・児童・生徒とその保護者に通訳者を派遣している。 ○全中学校の校内教育支援センターに不登校対策支援員を配置し不登校生徒への支援を強化している。	継続

1. 計画の趣旨・現状

3 勤務時間・働き方への意識改革			今後の方向性
①	計画的な休暇等の取得	○学校閉庁日の実施に合わせて休暇取得を促している。 ○長期休業中における豊島区教育委員会主催の研修を精選し実施している。	継続
②	出退勤(教職員庶務事務)システムの導入	○令和2年度より出退勤管理(教職員庶務事務)システムの本稼働を開始し、出退勤時刻をタイムレコーダーにより管理している。 ○令和5年1月より①休暇・振替管理、②時間外管理、③旅費管理の3機能を拡張した。	継続
③	定時退庁日の設定	○各学校での好事例を、校長・園長会等にて紹介している。	継続
④	学校閉庁日の設定	○毎年度長期休業期間中に学校閉庁日を5日間設け(夏季に4日、冬季に1日実施)、教員が休暇を取得しやすい環境を整備している。	継続
⑤	在校等時間の上限設定	○令和元年12月の給特法改正に伴い、豊島区教育委員会において在校等時間の上限時間を新たに規定した。	継続
⑥	管理職のマネジメント能力の向上	○学校経営方針等に働き方改革を位置付け、計画的に長時間勤務の是正に取り組んでいる。 ○マネジメントに関する管理職向けの研修や情報提供を行っている。	継続
4 家庭・地域の理解促進及び国・東京都との連携			今後の方向性
①	教員に参加を求める行事・イベントの精選	○他部局や外部団体等からの依頼に対して、豊島区教育委員会及び学校において出席の必要性を精査し、教員の参加を必要最小限に止めるよう働きかけを継続して行っている。	継続
②	教員の働き方改革に対する保護者等の理解・協力の促進	○学校閉庁日に係る周知を通じて、教育だより豊島、豊島区ホームページ、としま保護者連絡ツール「すぐーる」等による働きかけを実施している。	継続
③	学校・家庭・地域の連携強化による教育活動の推進 【学校と教師の業務の3分類】15,17	○コミュニティ・スクールを導入し、学校・保護者・地域のネットワークを形成するとともに、地域での教育力の向上を図っている。 ○学習習慣や生活習慣の確立等、地域が一体となって子育てを支援する取組の拡大を図っている。(各種講座、講演会等の実施)	継続
④	学校支援ボランティア等による支援体制の整備 【学校と教師の業務の3分類】19	○学生ボランティアによる特別支援学級児童の授業補助などを実施し、教員の負担軽減に取り組んでいる。 ○学校の要望に応じて教育活動を支援する学校支援ボランティア制度の構築に向けた検討を今後進める。	継続
⑤	国・東京都への要望・働きかけ	○各区と連携し特別区教育長会等を通じて国・東京都に対して人的・財政的支援に関する要望書の提出を継続的に行うとともに、国から提示された、人的・物的支援(補助金等)を積極的に活用していく。	継続

1. 計画の趣旨・現状

① これまでの取組(令和6年度以降)

教員の働き方改革について、これまで平成31年度に策定した「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に沿って取組を推進してきたが、取組をさらに推進するため、「豊島区基本構想・基本計画」「豊島区教育大綱」「豊島区教育ビジョン2025」の中に教員の働き方改革について盛り込み、学校を支援していくこととなった。

豊島区基本計画(令和7年3月策定)

まちづくりの方向性2 「子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち」

施策2－②－5「子どもの学びと成長を支える教育環境の整備」

(目指す姿)

◆教員が心身ともに健康で、やりがいを持って、いきいきと子どもと向き合っている。

(取組方針)

◆教員業務の軽減・効率化の推進と教員を支える体制の強化

豊島区教育大綱(令和6年10月策定)

方針4「子どもと教員を支え、学びと成長を実感できる、新しい時代に適応した学校づくりを推進します。」

具体的な取組⑤「教員が心のゆとりとやりがいを持って生き生きと働ける環境をつくり、教育活動の質を向上させます。」

豊島区教育ビジョン2025(令和7年3月策定)

基本方針4 「教育環境の整備」

基本施策4－①「学校における働き方改革の推進」

(目指す5年後の姿)

◆教員のウェルビーイングが向上し、一人ひとりの子どもと向き合う時間が確保されている。

◆企業・団体・区民との連携により、教員を支える体制が構築されている。

(取組内容)

◆教員業務の軽減・効率化

◆教員を支える体制の強化

1. 計画の趣旨・現状

令和7年度に教育委員会事務局内に学校支援担当課を新設し、更に学校を支援していく体制を強化している。

1. コミュニティ・スクールの推進

地域人材の学校運営への参画

- ◆コミュニティ・スクールを区立小中学校全校に導入していく。(令和7年度時点14校導入、令和8年度全校導入)
- ◆コミュニティ・スクールの効果的な推進を図るためのガイドラインを策定し、今後学校や地域に周知していく。
- ◆これまで取り組んできた様々な取組(SDGs活動・防災活動・安全安心な学校づくり活動など)を更に発展させていく。
- ◆学校と地域の橋渡し役である「地域コーディネーター」を全校に配置し、地域との連携を強化していく。

2. 部活動の地域展開・地域連携

部活動を担う人材の確保

- ◆豊島区の部活動改革は、「子どもたちの活動機会の確保」と「教員の働き方改革」の2つを基本方針として、まずは、学校部活動を維持した上で教員の負担軽減にむけた外部人材活用取組(地域連携)を中心に取り組む。
- ◆更なる改革の方向性については、部活動地域連携推進協議会・校長会などと連携しながら検討を進める。
- ◆としま地域クラブは、子どもたちの体験機会確保の取組として今後も運営を行う。

3. 学校のICT環境整備

DXの推進による教員業務の軽減・効率化

- ◆校務用PC・校務LAN・校務支援システム・学校ホームページの整備などを行い校務支援を行っていく。
- ◆一人1台学習用タブレットの配付・学習支援ツール・通信環境(LTE)の整備などを行い学習支援を行っていく。

1. 計画の趣旨・現状

② 長時間勤務の実態

豊島区の区立小中学校に勤務する教員の時間外在校等時間は、次のとおりである。

【時間外在校等時間の状況(令和6年度)】

区分	1日あたりの 正規の勤務時間	1日あたりの 平均在校等時間	時間外在校等時間が 月45時間を上回る割合	時間外在校等時間が 月80時間を上回る割合
小学校	7時間45分	9時間13分	25.9%	1.8%
中学校	7時間45分	9時間10分	29.1%	2.5%

【時間外在校等時間が月45時間を上回る割合(直近3か年)】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査方法	庶務事務システム	庶務事務システム	庶務事務システム
小学校	46.3%	40.4%	25.9%
中学校	35.7%	38.9%	29.1%

【国及び東京都との比較:時間外在校等時間が月45時間を上回る割合】

区分	国	東京都	豊島区
調査時期及び方法	令和5年度勤務実態調査	令和5年度勤務実態調査	令和6年度庶務事務システム (令和5年度庶務事務システム)
小学校	36.8%	38.2%	25.9% (40.4%)
中学校	53.7%	49.9%	29.1% (38.9%)

9 ※国及び東京都の割合は、令和5年度調査時点の数値(令和8年3月時点で公表されている最新のデータ)を使用している。

1. 計画の趣旨・現状

③ 健康管理の実態

豊島区の区立小中学校に勤務する教員の年次有給休暇の取得及び病気休職者の発生状況は、次のとおりである。

【年次有給休暇の平均取得状況(直近3か年)】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	16日4時間	14日3時間	16日4時間
中学校	13日4時間	14日4時間	15日4時間

【病気休職者発生(総数)の状況(直近3か年)】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	10名	8名	8名
中学校	1名	0名	0名

※病気休職者…心身の故障のため90日以上3年未満の休職措置が必要な者

2. 本計画の基本的な考え方

◆文部科学省の指針の適用

本計画は、令和7年6月に文部科学省が示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえた内容とする。

◆これまでの取組の継続・発展

平成31年3月に策定した「豊島区学校における働き方改革推進プラン」の33項目の取組のうち、現在も継続して実施している取組については、本計画期間中においても必要に応じて適宜見直しを図りながら実施していく。

◆チーム学校による対応

令和8年度から本区の全区立小中学校においてコミュニティ・スクールが開始される。教員の長時間勤務の改善に向けては、SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)等の専門スタッフに加え、保護者や地域の人材を有効活用しながら、組織的に対応していく。

◆教員が子どもに向き合う時間の確保

教員が学習指導や生活指導・進路指導、教材研究など、教員が担うべき業務に専念し、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することができるよう、学校・教員が担うべき業務の精査・適正化を図っていく。

◆教員の心身の健康確保とやりがいの創出

子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を実現するためには、それを支える教員が心身ともに健康で、職務にやりがいを見出していける職場環境を整備していかなければならない。教員一人ひとりの健康保持の実現と不安や悩みを感じることなく安心して職務に専念できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現や労働安全衛生管理体制の整備、資質・能力向上のための教員研修の充実等を図っていく。

◆本計画の着実な遂行

本計画を実効性のある取組とするため、教員一人ひとりに勤務時間を意識した働きかけを行うとともに、各学校の学校経営方針の中に学校における働き方改革に関する取組を明示し、教育管理職のリーダーシップの下、着実に遂行していく。

3. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1)時間外在校等時間に関する目標

令和11年度までに

- 1か月時間外在校等時間が45時間以上の割合を**0%**にする。
- 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を**30時間程度**にする。
- 1年間の時間外在校等時間が**360時間以下**とする。

※目標値については、文部科学省より示された数値に合わせている。

(2)ワーク・ライフ・バランス及び働きがい等に関する目標

項目		現状値	目標値
①業務への負担・支援	○教員のストレスチェックシート「仕事のコントロール」の健康リスク値	100	100以下を維持
	○教員のストレスチェックシート「職場の支援」の健康リスク値	76	100以下を維持
②ワーク・ライフ・バランス	○仕事と仕事以外の生活のバランスについて、満足している教員の割合	40.5%	80%以上
	○教員(管理職等含む)の1年あたりの年次有給休暇取得日数	小16日4時間 中15日4時間	小中ともに20日
	○男性教員(管理職等含む)の育児休業取得率	54.5%	50%以上を維持
③仕事に対するやりがい	○授業準備の時間が取れていると感じている教員の割合	38.7%	80%以上
	○児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合	45.7%	80%以上
	○教員としての仕事そのものについて、満足している教員の割合	79.8%	85%以上

※現状値は、豊島区教育委員会の令和8年2月の調査に基づく数値

※各数値に関する詳細については29ページ参照

4. 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度とする。

※文部科学省より示された計画期間に合わせている。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画の期間中の重点事項として、次の3つの視点から教育職員の業務量管理・健康確保措置に取り組む。

- (1)「業務3分類」を踏まえた業務の見直し
- (2)学校における措置の推進
- (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

(1)「業務3分類」を踏まえた業務の見直し

令和7年6月に文部科学省から示された指針では、平成31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」について、今日の学校や教師を取り巻く状況や教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートが図られた。

本計画では、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、教員業務の適正管理を行っていく。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	6 調査・統計等への回答 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 10 校舎の開錠・施錠 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 12 校内清掃 13 部活動	14 給食の時間における対応 15 授業準備 16 学習評価や成績処理 17 学校行事の準備・運営 18 進路指導の準備 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆学校以外が担うべき業務

1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等		方向性	現行の対応を継続
現 状	・登下校時の見守りを担う学童安全通学指導員について、平成6年度からシルバー人材センターに業務委託を実施しており、委託された通学指導員が、区内小学校の通学路において、車両の交通量の多い交差点や横断歩道、見通しの悪い場所で登下校時の見守りを行っている。 (令和6年度時点において、全小学校22校に対して、通年で77か所に指導員を配置している。) ・令和7年度より、全小学校・子どもスキップにおいて、学校用務員による登校時間前の児童の見守りと、シルバー人材センターによる学童クラブから帰宅する児童の見守りを行っている。		
対 策	・引き続き、シルバー人材センターによる学童安全通学指導員を配置し、子どもたちの登下校時の通学路における日常的な見守りを実施していく。 ・登校時間前と学童クラブから帰宅する児童の見守りを実施していく。		
2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応		方向性	現行の対応を継続
現 状	・放課後から夜間などにおける定期的な見回りは、PTAや民生委員・児童委員、青少年育成委員等、保護者や地域が中心となっていて行っている。 ・児童生徒が補導されたときは、警察から学校ではなく、基本的に各家庭へ連絡がいくことになっている。 ・補導後の指導については、家庭と学校が連携し対応するケースがある。		
対 策	・放課後から夜間などの定期的な見回りは、保護者や地域の協力を得ながら進めていくとともに、突発的な対応については、関係機関と連携しながら対応していく。 ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負っているため、原則そうした認識のもと対応にあたるとともに関係機関に周知を図っていく。		

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆学校以外が担うべき業務

3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)		方向性	拡充又は代替案を検討
現 状	・令和5年9月の給食費無償化を受けて給食費の公会計化に着手し、令和7年4月より全校で公会計化を開始している。 ・歳出については、区の契約事務規則・会計事務規則に則り、財務会計システムを通じた支出処理を行っている。一方、教職員等の給食費実費負担分の歳入処理については、私費会計時の口座が残存するなどの課題が残っているため、課題の解消に向けて検討を進めている。		
対 策	・既に公会計化した給食費については、学校現場での現金の取り扱いが最小限になるよう改善に向けた検討を引き続き進めていく。 ・給食費以外の学校徴収金については、公会計化にするか、あるいは保護者が直接購入する方法を取れるのか等の検討を進めていく。		

4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等		方向性	実施方法の見直し
現 状	・地域学校協働活動の連絡調整等は、基本的に校長又は副校長が行っている。		
対 策	・学校と地域をつなぐ「地域コーディネーター」を全校に配置することで、地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等を地域コーディネーターが担える体制を構築していく。		

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆学校以外が担うべき業務

5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応		方向性	拡充を検討
現 状	・保護者対応の際、一方的な苦情や、不当な要求など学校において対応困難な事案については、教育委員会と協議の上、対応にあたるとともに、指導主事が学校を訪問し、指導・助言を行っている。 ・必要に応じて、スクールロイヤー（区が委託した弁護士）に相談しながら対応にあたっている。 ・学校での初期対応が不十分なため、保護者からの過剰な苦情や不当な要求につながっているケースも見受けられる。		
対 策	・学校での対応力向上を図るため、スクールロイヤーによる研修を実施するとともに、スクールロイヤーの活用事例を紹介していく。 ・学校が初期対応の段階から助言を受けられるよう、また保護者や地域が学校の対応について相談できるよう、学校管理職経験者等（学校経営支援員）の相談窓口を豊島区教育委員会内に設置し、サポート体制を構築する。 ・東京都教育委員会が作成した「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」を参考に、区独自のガイドラインを作成し、学校での対応困難な事案への対応力の向上を図る。		

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆教師以外が積極的に参画すべき業務

6 調査・統計等への回答		方向性	実施方法の見直し
現 状	・豊島区教育委員会から各学校へ依頼する調査・統計については、国や都からの依頼に基づくものも含め、回答方法を工夫するなど、学校の負担軽減を図っている。 ・児童生徒が回答するものについては、各教員がタブレットパソコンを活用し、集計等の手間を省くようにしている。 ・学校を通じ児童生徒へ周知を行うものについては、令和7年度から「としま保護者連絡ツール(すぐーる)」を導入し、教育委員会から直接保護者宛にお知らせ等を発信するなど、文書仕分け等にかかる学校負担の軽減を図っている。		
対 策	・豊島区教育委員会内で同様の調査がないよう情報共有を図るとともに、回答フォーム等を活用した調査回答を用いる等、各学校へ依頼する調査・統計の縮減・効率化を図っていく。 ・「としま保護者連絡ツール(すぐーる)」が有するデジタル配信以外の機能(アンケート、日程調整等)の活用により、更なる学校の負担軽減を図っていく。		

7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理		方向性	実施方法の見直し
現 状	・各学校でホームページ担当、学校だより担当を決め、定期的に更新、発信を行っている。 ・ホームページについては、ICT支援員の協力を得ながら作業を進めている学校もある。		
対 策	・各学校で行う広報資料・ウェブサイトの作成については、副校長補佐やICT支援員、事務職員等、より多くの人が作業を行えるよう権限付与を行い、特定の教員に負荷が掛からないようにしていく。 ・学校だよりについては、「としま保護者連絡ツール(すぐーる)」を活用し、スマートフォンから学校ホームページにアクセスできるようにするなど、ペーパーレス化を進めていく。		

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆教師以外が積極的に参画すべき業務

8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理		方向性	拡充を検討
現 状	・各学校でタブレットパソコンを管理している。 ・故障時の対応として保守業務委託を行っているが、日常的な管理は実施していない。 ・ICT支援員についても、ICT機器の操作やツール活用の支援のみとなっている。		
対 策	・各学校で行っていたタブレットパソコンの管理について、豊島区教育委員会が学校と共に管理台帳を点検し、タブレットパソコンの管理を行っていく。 ・定期点検の中でICT機器の稼働状況を確認し、異常があれば修理や部品交換を行うことでトラブルを未然に防ぎ、安定した稼働を維持していけるよう、委託事業者への委託内容の見直しについて検討する。		
9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理		方向性	拡充を検討
現 状	・施設・設備の管理については、学校による日常(定期)点検の結果等を踏まえ、教育委員会等が必要に応じ現場確認、修繕対応等を行っている。 ・建物、設備、遊具などの専門点検は、業務委託により実施することで教員負担を軽減している。 ・学校プールについては、改築及び大規模改修時に自動水位調整設備を整備しているが、こうした設備がない学校では、教員が手動で水位を調整しており、業務負担が発生している。また、水の止め忘れなどの事故の発生も懸念される。		
対 策	・施設・設備の点検については、他自治体の動向や学校からの要望なども踏まえながら、業務委託の拡大を検討する。 ・学校プールについては改築及び大規模改修時に、自動水位調整設備を導入していく。また、改築や大規模改修の予定のない学校についても、費用対効果を踏まえ単独での設備導入を検討していく。		

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆教師以外が積極的に参画すべき業務

10 校舎の開錠・施錠		方向性	拡充を検討
現 状	・学校によって違いはあるが一般的には用務委託事業者が学校の開錠を行い、校舎の施錠については、原則として教員が行っている。 ・夜間、休日等の学校開放時においては、学校開放管理員が施錠等を行っている。 ・日中の来校者に対する門扉の開錠・施錠については、全校で導入済の電気錠により対応している。		
対 策	・校舎の開錠については、既に用務委託事業者が実施している学校もあるため、今後各学校において用務委託事業者が開錠するよう検討していく。 ・夜間、休日等の学校開放時における施錠等は引き続き学校開放管理員が行っていく。		

11 児童生徒の休み時間における安全への配慮		方向性	実施方法の見直し
現 状	・小学校では、看護当番制で教員が校庭や体育館等の安全管理を行っている。 ・中学校では、日直もしくは週番が校庭等の安全管理を行っている。		
対 策	・校内での怪我や事故は学校の管理責任を問われることから、教員が管理することを基本としつつ、地域や保護者の協力を得ることで、管理する教員の数減らし、負担の軽減を図っていく。		

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆教師以外が積極的に参画すべき業務

12 校内清掃		方向性	現行の対応を継続
現 状	・コロナで中断していた児童生徒による清掃活動は徐々に戻っており、教員は児童生徒に対する指導や教室等の整理整頓を行っている。 ・トイレ・廊下・階段等の共有部分は、用務主事又は委託事業者が清掃を行っている。		
対 策	・教育活動としての清掃活動は、引き続き教員の担当とし、トイレ・廊下・階段等の共用部分については、引き続き用務主事又は委託事業者による清掃を行っていく。		
13 部活動		方向性	拡充実施
現 状	・令和7年度は部活動指導員を3名配置し、部活動外部指導者の派遣とあわせて教員の負担軽減を図っている。 ・部活動地域展開に向けた実証として、地域人材等を活用した「としま地域クラブ」を運営している。		
対 策	・部活動における教員負担の一層の軽減を図るため、地域人材を活用した部活動指導員の配置拡充等を進めていく。（令和8年度に各学校1名の配置、令和9年度以降は順次配置数増を目指す。）		

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

14 給食の時間における対応		方向性	実施方法の見直し
現 状	・学級担任が中心となって、給食指導、児童生徒の見守りを行っている。 ・担任をもたない教員についても、担任の補助を行っている。 ・校内で誰もが対応できるよう、児童生徒のアレルギー対応に関する研修を行っている。		
対 策	・引き続き、学級担任のみでなく、学校全体で給食指導ができるよう緊急時に備えた組織的な体制を維持していく。 ・学級担任に代わって副担任や他の教員が給食指導をするなど、学級担任の負担を軽減していく。		
15 授業準備		方向性	実施方法の見直し
現 状	・全校に配置しているスクール・サポート・スタッフが、教材の印刷や物品の準備等の授業準備の補助を行っている。 ・ICT支援員が定期的に学校を巡回し、タブレットやICTの活用の支援を行っている。 ・指導者用デジタル教科書を活用して、授業研究及び授業準備を行っているが、全教科のデジタル教科書が導入できていない。(現在は小学校3教科、中学校9教科導入) ・一部の学校では外部人材を活用した授業を行う際、誰に依頼を行うか判断が難しいときがある。		
対 策	・指導者用デジタル教科書未導入の教科への導入を進めていく。 ・区立小中学校の研究部会を通じて、指導者用デジタル教科書の活用について情報交換し、より効果的な活用を促していく。 ・各学校が活用している外部人材をリスト化し、学校の教育目標や教育活動に合わせて活用できるようにする。		

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

16 学習評価や成績処理		方向性	現行の対応を継続
現 状	・全校に配置しているスクール・サポート・スタッフが、簡単なプリントの採点等の補助を行っている。 ・通知表に関しては、学校ごとに所見欄の項目や回数を検討し、業務の軽減を図っている。		
対 策	・通知表の発行を年2回にする、道徳科や総合的な学習の時間、総合所見の回数を年に1回にする等、各学校の取組を校長会や副校長会等で紹介する。 ・教育データの共通化を図る等、教育DXを推進し、保護者や子どもたちがいつでも確認できる継続的な成長記録へと役割を変えていく。		
17 学校行事の準備・運営		方向性	実施方法の見直し
現 状	・運動会等については保護者の協力を得ながら、会場設営等の準備を行っている。 ・移動教室における貸切バス・宿舎の手配・契約は教育委員会が行っている。		
対 策	・コミュニティ・スクールを推進していくことで、地域と一体となって学校運営を行う体制を構築していく。 ・移動教室における貸切バス・宿舎の手配・契約は引き続き、教育委員会で行う。		

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

18 進路指導の準備		方向性	実施方法の見直し
現 状	・生徒の卒業後の進路やキャリアについては、各学校で情報を収集するとともに、子ども一人ひとりに合わせた進路指導相談を行っている。 ・各中学校では、職業体験や職業講話、学校説明会などを行ったり、総合的な学習の時間で職業について調べたりするなど、生徒が将来について考える機会を設けている。 ・外国にルーツをもつ子どもの増加、進路選択の多様化により、中学校3学生の担当教員の負担が増えている。		
対 策	・PTAや地域コーディネーターの協力を得た職業講話や職業調べを行うなど、小学校の段階から将来について考える機会を設ける。 ・スクール・サポート・スタッフ等の人材を活用し、進路に関する情報の管理や事務補助を行う。		
19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応		対応状況	拡充実施
現 状	・特別な支援を必要とする子どもや学級に対し特別支援教育指導員等を配置するとともに、心理の専門職から教職員への助言を行っている。 ・全中学校にSSR(校内教育支援センター)を開設し、不登校対策支援員を配置している。また、令和7年度から西池袋中学校に「チャレンジクラス・スリジエ」を開設している。 ・来日間もない外国ルーツの児童生徒への通訳派遣や日本語指導を実施している。 ・SSW(スクールソーシャルワーカー)を全中学校へ配置し、小中学校を巡回している。		
対 策	・要支援の子どもの人数や特別支援学級のクラス数に応じて、指導員等の配置増を図る。 ・全小学校に、登校しやすく教育的効果のあるSSRを開設する。 ・学校生活に適応できるレベルの生活言語を習得した児童生徒に対し、学習言語の習得支援も行っていく。 ・SSWが学校、SSR、適応指導教室、関係機関や家庭との連携をより密接に行っていく。		

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(2)学校における措置の推進

これまでの取組を継続しつつ、以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図っていく。

教育課程における授業時数の見直し

対 策

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを図る。
- ・各学校の取組を共有し、休業日等における総合的な学習の時間の学校外での学習活動を推進する。

日課表の工夫

対 策

- ・効果的な勤務時間の運用が図れるよう、会議等ができるよう特別な時間割を作成したり、少人数での会議は授業予定を調整したりするなどの工夫を図る。

学校行事の精選・統合

対 策

- ・各学校では教育目標及び行事の目的の達成に向けて、学校評価アンケートを参考に、行事の精選・統合を図っている。
- ・行事の反省・計画の段階で、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れ、内容を吟味していく。

デジタル技術の活用による校務の効率化

対 策

- ・指導者用デジタル教科書を活用することで、授業研究や準備の時間を短縮している。
- ・校務支援システムやクラウドの活用等の教育DXの一層の推進を図り、働き方改革と教育の質の向上を目指す。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(2)学校における措置の推進

教育管理職のマネジメント能力の向上

対 策

- ・教職員の在校時間数を確認できる教職員庶務事務システムを活用し、学校運営の年間計画作成時に、教職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組について具体的な数値目標を設定している。
- ・毎月の教職員の在校時間の実態を把握しながら、働き方について当初・中間・最終の自己申告時に、管理・指導・助言ができるようにする。

在校等時間の見える化による教員個人の時間管理推進

対 策

- ・管理職だけでなく、教員自身がどれだけ在校しているかを自分で検索・管理できる機能を教職員庶務事務システムに追加し、自己管理ができるよう推進する。
- ・在校等時間数が長い教職員をシステムから抽出し、その時間数に応じた適正な健康管理指導や産業医受診勧奨等を、教育委員会より個々の教職員宛に通知する。

教員を支える人的体制の強化

対 策

- ・教職員の業務を支援する人材を区で引き続き雇用・配置し、学校現場の実態に合わせて活用する。今後も小中校長会等と協議を重ねながら配置・拡大を検討し、教職員の負担を軽減していく。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、これまでの取組を踏まえつつ、以下の内容に取り組んでいきます。

計画的な休暇等の取得

対 策

- ・夏季休業中の研修を7月中にまとめ、年次有給休暇を連続して取得しやすい環境を整備していく。
- ・学校閉庁日に合わせた休暇取得を促進していく。

メンタルヘルス対策の充実

対 策

- ・教職員を対象としたストレスチェックや学校におけるハラスメントに関する意識調査を継続して実施していく。
- ・教職員が抱える悩みや様々な問題に対して、電話・対面・メール・LINE等を活用した相談窓口の常時展開や、臨床心理士等が面談を行うアウトリーチ型の相談を活用できるよう周知徹底を図り、相談しやすい環境づくりを推進する。

各学校における定時退校日、一斉閉校期間の設定

対 策

- ・豊島区教育委員会で一律に設定する学校閉庁日に加え、各学校における定時退校日の設定を促す。
- ・長期休業の期間や開校記念日などの日に、学校独自で閉庁日等を設定している取組を紹介する。

医師による面接指導

対 策

- ・在校等時間が一定時間(月80時間を目安)を超えた教育職員に対し、引き続き医師による面接指導を実施していく。

6. 計画の推進に向けて

(1) 進捗の公表

- ・本計画に掲げる取組の着実な実行を図るため、豊島区立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、豊島区のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

(2) 保護者や地域・各種団体への周知

- ・保護者や地域の理解を促進するため、区長部局と連携し、保護者や地域の各町会等に対して、豊島区教育委員会における「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう働きかけていく。

(3) 学校への支援・指導

- ・学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保に向けて、関係部局・関係機関とともに取り組んでいく。
- ・引き続き、働き方改革の好事例を募集し、「働き方改革好事例集」として各学校へ周知を図る。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、豊島区教育委員会で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、豊島区教育委員会で導入しているストレスチェックの結果から把握していく。
- ・豊島区教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施していく。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施していく。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメントに関する研修を充実させる等、豊島区教育委員会からの支援を強化していく。
各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施していく。

学校の働き方改革ホームページ

文部科学省：学校における働き方改革について

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/index.htm

- 学校における働き方改革の実施・加速化に向けて
- 学校における働き方改革等に関する調査について
- 中央教育審議会での審議
- 教師を取り巻く環境整備推進本部

東京都：学校における働き方改革について

URL：https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/staff_workstyle_reform_school/about

- 健康的な職場環境を実現するための宣言について
- 学校における働き方改革について
- 教員勤務実態調査（東京都教育委員会実施）

豊島区：学校における働き方改革

URL：<https://www.city.toshima.lg.jp/kosodate/inkai/vision/hatarakikata/index.html>

ワーク・ライフ・バランス及び働きがい等に関する値について

項目		現状値	目標値
①業務への負担・支援	○教員のストレスチェックシート「仕事のコントロール」の健康リスク値	100	100以下を維持
	○教員のストレスチェックシート「職場の支援」の健康リスク値	76	100以下を維持
②ワーク・ライフ・バランス	○仕事と仕事以外の生活のバランスについて、満足している教員の割合(※1)	40.5%	80%以上
	○教員(管理職等含む)の1年あたりの年次有給休暇取得日数	小16日4時間 中15日4時間	小中ともに20日
	○男性教員(管理職等含む)の育児休業取得率	54.5%	50%以上を維持
③仕事に対するやりがい	○授業準備の時間が取れていると感じている教員の割合(※2)	38.7%	80%以上
	○児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合(※3)	45.7%	80%以上
	○教員としての仕事そのものについて、満足している教員の割合(※4)	79.8%	85%以上

※1～4 令和8年2月に実施した全教員を対象にしたアンケートで、それぞれの質問「仕事と仕事以外の生活バランスについて満足していますか」「授業準備の時間が取れていると思いますか」「児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じますか」「教員(校長、副校長、栄養、養護含む)としての仕事そのものに満足していますか」という問いに対し、肯定的な回答「そう思う」「ややそう思う」と回答した教員の割合。

男性教員の育児休業取得率については「令和7年度中に新たに育児休業を取得可能となった男性教員のうち、令和7年度中育児休業を取得した男性教員」の割合。

【ストレスチェック・健康リスクとは】

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それらを集計・分析することで、労働者のストレス状態を調べる調査で、労働安全衛生法において、労働者が50人以上いる事業所で実施が義務付けられている。豊島区では全校で実施。
「健康リスク」は、全国平均(全国2.5万人以上の労働者の調査データから算出された基準値)を100として表す。値は低い方がよい傾向を示す。

参考資料

豊島区立幼稚園及び小・中学校の業務に携わる職員一覧（正規・再任用職員を除く）（令和8年度版）

	職名	主な業務内容	担当課	財源
①	幼稚園特別支援指導員	・特別な教育的支援を要する園児の指導・個別教育支援計画書作成等に関する事	学務課	区費
②	幼稚園特別支援補助	・主任教諭の学級指導補助・特別な教育的支援を要する園児の指導等に関する事	学務課	区費
③	幼稚園預かり保育指導員	・預かり保育指導及び計画書作成等に関する事	学務課	区費
④	幼稚園預かり保育補助	・保育指導等に関する事	学務課	区費
⑤	学校栄養士	・学校給食献立作成・栄養管理・衛生管理及び作業管理に関する事	学務課	一部 区費
⑥	学校看護師	・幼児・児童・生徒の学校(幼稚園)生活における医療的ケアに関する事	学務課	区費
⑦	小学校用務補助	・小学校内の清掃、維持管理業務に関する事	学務課	区費
⑧	中学校用務補助	・中学校内の清掃、維持管理業務に関する事	学務課	区費
⑨	学校開放指導員	・学校開放業務の運営・調整・支援に関する事 ・学校開放現場に配置された職員等への助言及び指導に関する事 ・学校開放利用団体の利用認定及び使用料算定処理に関する事 ・学校開放運営委員会等の学校現場からの要望対応及び苦情処理に関する事	放課後 対策課	区費
⑩	学校開放管理員	・学校施設の開放に伴う児童等の見守り、校舎内の見廻り、施設利用団体の対応、パソコンを用いたデータ入力及び資料作成、メール処理その他業務に関連する事務処理に関する事	放課後 対策課	区費
⑪	社会教育指導員	・地域と学校の連携に関する事 ・放課後子ども教室事業の企画・調整・運営・事務に関する事 ・地域コーディネーターへの指導や助言、放課後子ども教室開催場所での教室指導員・安全管理員の補助に関する事	放課後 対策課	区費

参考資料

豊島区立幼稚園及び小・中学校の業務に携わる職員一覧（正規・再任用職員を除く）（令和8年度版）

	職名	主な業務内容	担当課	財源
⑫	スクール・スキップサポーター	・子どもスキップ及び区立小学校にて、特別な支援を要する児童への心身の健全な発達・成長にかかる遊びに関すること ・生活習慣の指導、支援及び安全管理に関すること ・その他、学童クラブを含む児童の遊びの見守りや指導等、任命権者が必要と認める事項に関すること	放課後対策課	区費
⑬	学童指導専門員	・学童クラブを含む児童の遊びの見守りや指導、行事の企画運営、保護者・学校・地域との連絡調整、お知らせ・ホームページの作成等を含む事務、施設の安全・衛生管理に関すること ・学童指導員の指導及び育成に関すること ・子どもスキップ所長の補佐に関すること	放課後対策課	区費
⑭	学童指導員	・学童クラブを含む児童の遊びの見守りや指導、行事の企画運営、保護者・学校・地域との連絡調整、お知らせ・ホームページの作成等を含む事務、施設の安全・衛生管理に関すること	放課後対策課	区費
⑮	学童指導補助	・子どもスキップにおける小学生の遊びの指導や校庭・体育館等での児童の見守り等の補助、学童クラブ及び放課後子ども教室の補助並びに日常清掃に関すること	放課後対策課	区費
⑯	子どもスキップ運営指導補助	・子どもスキップの運営に係る補助や現場への助言、指導、応援、パソコンを用いたデータ入力及び資料作成、窓口や電話による受付対応業務に関すること	放課後対策課	区費
⑰	学校図書館主任司書	・学校図書館司書の指導、育成及び統率に関すること ・学校図書館資料の収集、整理及び利用に関すること ・読書相談・読書の普及・ボランティア活動への援助及び他の学校図書館との相互協力に関すること	指導課	区費
⑱	学校図書館司書	・学校図書館資料の収集、整理及び利用に関すること ・読書相談・読書の普及・ボランティア活動への援助及び他の学校図書館との相互協力に関すること	指導課	区費
⑲	幼稚園経営支援員	・幼稚園の経営支援に関すること ・所属長の補佐及び施設の運営に関すること ・保護者との連絡及び相談に関すること ・地域住民・地域団体・幼稚園等の連携・対応に関すること	指導課	区費
⑳	副校長補佐	・副校長業務のうち服務管理、調査対応、外部対応（来客、電話）、その他雑多な事務の支援に関すること	指導課	都費

参考資料

豊島区立幼稚園及び小・中学校の業務に携わる職員一覧（正規・再任用職員を除く）（令和8年度版）

	職名	主な業務内容	担当課	財源
②①	学校経営支援員	学校管理職経験を生かし、学校経営を支援するための次の業務 ・学校管理職事務の補助に関する事 ・保護者対応、事故対応の助言に関する事 ・若手教員の指導・助言に関する事 ・その他、任命権者が必要と認める事項に関する事	指導課	区費
②②	スクール・サポート・スタッフ	・学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助、採点業務の補助などに関する事	指導課	都費
②③	部活動指導員	・競技等における技術指導に関する事 ・練習等における安全管理に関する事 ・大会等への引率に関する事 ・年間・月間指導計画の作成に関する事	指導課	一部 区費
②④	校務支援員	・園児・児童・生徒、教職員にかかる庶務、給与、財務、学務、福利厚生事務の補助に関する事	指導課	区費
②⑤	社会人授業サポーター	小学校における教科又は教科の領域の一部に係る授業に関する職務のうち、次のもの ・担任教員との事前打合せに関する事 ・授業の準備(事前打合せに基づく指導案の作成・調整)に関する事 ・授業運営に関する事 ・授業後の評価(評価に係る様式等は担任教員が指定)に関する事 ・担任教員との事後打合せ(評価等の引継ぎ)に関する事	指導課	都費
②⑥	エデュケーション・アシスタント	副担任相当の業務のうち、次のもの ・学習・生活指導の補助に関する事 ・学年・学級経営の補助に関する事 ・子供からの相談対応に関する事 ・登下校時の見守りに関する事 ・生活指導、保護者対応に関する事 ・学校行事の運営補助に関する事	指導課	都費

参考資料

豊島区立幼稚園及び小・中学校の業務に携わる職員一覧（正規・再任用職員を除く）（令和8年度版）

	職名	主な業務内容	担当課	財源
⑳	特別支援教育指導員	・特別支援学級担任教諭の補助、特別な支援を必要とする児童生徒の生活習慣の指導及び安全管理等に関する事 ・学校生活のために特別な支援を必要とする特定の児童生徒の日常生活上の身辺介助及び安全管理等に関する事	教育センター	一部区費
㉑	不登校対策支援員	・豊島区立中学校内別室において不登校傾向の生徒へ学習補助等の支援に関する事 ・不登校、登校しぶりの生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援に関する事 ・教職員等と連携し不登校生徒、保護者の支援をする事	教育センター	一部区費
㉒	不登校対策スーパーバイザー	・不登校児童生徒への登校支援や社会的自立について、区立小中学校への指導及び助言に関する事 ・研修や講演会の実施に関する事 ・登校支援業務全般の運用や進行管理に関する事 ・登校支援事業への指導及び助言に関する事	教育センター	一部区費
㉓	教育相談スーパーバイザー	・教育相談、就学相談、発達に課題のある幼児・児童・生徒に対する支援等、心理に関わる職員への指導・研修・個別ケースのスーパーバイズに関する事 ・相談業務全般の運用や進行管理に関する事	教育センター	区費
㉔	主任教育相談員	・幼児・児童・生徒及び保護者の教育相談及び就学相談に関する事 ・特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の発達支援に関する事 ・幼稚園、小・中学校との連携に関する事 ・教育相談及び就学相談に関する事業の企画立案及び進行管理に関する事	教育センター	区費
㉕	教育相談員	・幼児・児童・生徒及び保護者の教育相談に関する事 ・特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の就学相談に関する事 ・区立幼稚園や小・中学校に在籍する発達に課題のある幼児・児童・生徒に対し、行動観察や発達検査等のアセスメントを行い、当該幼児・児童・生徒の指導・支援方法や配慮事項について教職員に助言などを行う事 ・適応指導教室に通級する児童・生徒の心理に関する事	教育センター	一部区費

参考資料

豊島区立幼稚園及び小・中学校の業務に携わる職員一覧（正規・再任用職員を除く）（令和8年度版）

	職名	主な業務内容	担当課	財源
③③	スクールソーシャルワーカー	・問題を抱える児童生徒及びその保護者に対する支援に関すること ・関係機関等とのネットワークの構築、連絡調整に関すること ・学校内におけるチーム体制の構築、支援に関すること ・保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供に関すること ・教職員等への研修活動に関すること ・その他教育委員会が必要と認める職務に関すること	教育センター	一部区費
③④	日本語初期指導員	・区立幼・小・中学校に在籍し、日本語初期指導を必要とする園児・児童・生徒及びその保護者に対する日本語初期指導に関すること	教育センター	区費
③⑤	日本語指導員	・日本語指導教室入級児童・生徒に対し、学校生活に適應するための日本語指導に関すること	教育センター	区費
③⑥	通級教室指導員	・日本語指導教室・適応指導教室での指導や支援に関すること	教育センター	一部区費
③⑦	特別支援学級時間講師	・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級での教科指導に関すること	教育センター	区費
③⑧	学級運営補助員	・通常学級及び特別支援学級に在籍している児童に対し学習面や行動面、身辺介護や安全面での支援及び支援に必要な準備に関すること	教育センター	一部区費

豊島区立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

編集・発行

令和8年3月
豊島区教育委員会事務局 教育部 庶務課
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
☎03-3981-1141(直通)